

IV 選挙公報の申請について

1. 選挙公報掲載申請の手続き

(1) 掲載文の申請

- ① 掲載文の掲載申請は、選挙期日の告示日（令和7年10月12日）の午後5時までに立候補届の受付をする能美市選挙管理委員会に対して行ってください。この日時を過ぎた場合には、申請があっても受理できませんのでご注意ください。

また、受付の際、訂正をお願いすることもありますので、できるだけ早めに提出するようにしてください。この場合、その場で訂正に応じられるように候補者又はその代理人が直接持参してください。

② 提出書類（P40 参照）

紙の場合		電子データの場合	
ア	選挙公報掲載申請書 1枚	ア	選挙公報掲載申請書 1枚
イ	選挙公報掲載文原稿 1枚	イ	選挙公報掲載文を記録した電子データ 1式
ウ	顔写真 1枚	ウ	顔写真データ（イに使用したもの）
		エ	イを印刷したもの（A4サイズ） 1枚

※掲載申請のありました掲載文等は、一切お返しできません。

(2) 掲載文の修正

- ① 提出した掲載文を修正しようとするときは、選挙期日の告示日（令和7年10月12日）の午後5時までに市選管へ修正の申請をしなければなりません。この日時の経過後に修正の申請があっても受理できません。

② 提出書類（P42 参照）

紙の場合		電子データの場合	
ア	選挙公報掲載文修正申請書 1枚	ア	選挙公報掲載文修正申請書 1枚
イ	選挙公報掲載文原稿 （修正したもの） 1枚	イ	選挙公報掲載文電子データ （修正したもの） 1式
		ウ	イを印刷したもの（A4サイズ） 1枚

(3) 掲載文の撤回

- ① 提出した掲載文を撤回しようとするときは、選挙期日の告示日（令和7年10月12日）の午後5時までに市選管へ撤回の申請をしなければなりません。この日時の経過後に撤回の申請があっても受理できません。

② 提出書類（P43 参照）

選挙公報掲載文撤回申請書 1 枚

(4) 掲載順序

- ① 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、令和7年10月12日の午後5時15分（予定）から市選管で行いますので、立会いを希望する候補者は、所定の時刻までに参集してください。

なお、代理人を立てさせるときは、代理人であることを証する書面を携行してください。

② 提出書類（代理人の場合のみ）

選挙公報掲載順序のくじ執行における立会代理人であることを証明する届出書 1 枚

2. 掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から申請のあった掲載文をそのまま印刷しますので、次の注意事項をよく読んで原稿を作成してください。

(1) 原稿用紙の使い方

- ① 原稿用紙は、市選管が交付した原稿用紙を使用してください。（原稿用紙は紙のものを2枚とCD-Rに格納した電子データ1枚を交付します。）
- ② 原稿用紙の大きさは、紙のものは、実際に選挙公報に掲載されるものと概ね同じ大きさです。電子データのものは、実際に掲載されるものよりサイズが大きいので、縮小した時に不鮮明にならないよう注意してください。
- ③ 掲載文は、原稿用紙の氏名欄を除く方眼の枠内に記載しなければなりません。（写真植字等による場合は、植字した用紙等をその枠内に貼り付けてください。）
- ④ 氏名欄には、候補者の氏名（選挙長が認定した通称があるときはその通称）を記載しなければなりません。所属党派、年齢は氏名欄に記載した氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載しても構いません。
- ⑤ 原稿用紙の青色の部分（方眼目）は、写真には写りません。方眼の枠は、記載する場合の便宜のために引いたものですから、特にこれにとらわれる必要はありません。
- ⑥ 電子データで作成する場合は、Adobe Illustrator 又は Adobe Photoshop の CS4～CS6 などを用いて作成してください。
- ⑦ 電子データの形式はPDF/X-1a（アウトライン化されたPDFファイル）としてください。
- ⑧ 電子データはCD-Rに保存し、提出データファイルのタイトルは次の例により設定し

てください。

例「能美市議会議員選挙 候補者〇〇〇〇 選挙公報原稿.pdf」

例「能美市議会議員選挙 候補者〇〇〇〇 選挙公報原稿（〇月〇日修正）.pdf」

※修正した場合

- ⑨ 画像解像度は、グレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨します。

(2) 記載方法

① 使用できる文字等

掲載文には、通常文章に使用する文字、符号、記号及び罫線並びに図面、図表、イラストレーション及びこれらの類をもって記載してください。ただし、掲載文の氏名欄は、通常文章に使用する文字、符号、記号及び罫線以外のものは使用できません。

② 表示の制限

ア 掲載文に図面、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合には、写真欄及び氏名欄を除いた部分の2分の1を超えてはなりません。

イ 掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはなりません。

(3) 記入上の注意

- ① 掲載文は、必ず黒色の色素により明りょうに記載してください。その他の色素のものを用品いても受理されません。

- ② あまりに小さい文字、字画の多い文字、著しく大きい文字を使用しますと、印刷が不鮮明になるおそれがありますので注意してください。

- ③ 体裁をよくするため、外枠いっぱいに記載せず上下左右に少し空きを取ってください。

④ 訂正の方法

【紙の場合】

ア 写真植字による場合は、訂正した部分が他の記載面と凹凸が生じないようにしてください。また、訂正箇所がはがれないように注意してください。

イ 訂正は同一紙又は欄外余白の原稿用紙の一部を切り取ったものを訂正場所にはがれないよう十分注意して貼ってください。

ウ 訂正したときは、原稿用紙の上に添付してある薄紙に、訂正した字数を示してください。

【電子データの場合】

ア 訂正後のデータをCD-Rに保存の上、再度提出してください。

イ ファイル名は「修正後」であると分かるようにしてください。

⑤ 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損もしくは破損したため再交付を受けたいときは、市選管へその原稿用紙を返却して、新しい原稿用紙を請求してください。

(4) そ の 他

① 規程に違反して記載した掲載文の申請があった場合、又は記載した文字が著しく小さい場合若しくは著しく大きい場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合には、候補者に対し当該文字の記載の補正や訂正を求めることがあります。

② これらの注意事項に違反した掲載文について補正や訂正を求め、その求めに応じないときは、職権によって補正や訂正をすることがあります。

③ 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することはできません。

④ 紙の原稿用紙には、絶対に折目やシミをつけないようにしてください。

3. 掲載写真の注意

(1) 提出枚数

選挙公報掲載申請書に添えて1部提出してください。紙の場合は、掲載文原稿用紙に貼り付けないでください。

(2) 規 格

提出する写真の規格は、紙の場合は、縦9cm、横6cmにしてください。写真の外側が枠取りしてある場合は、枠取りの内側の規格が縦9cm、横6cmでなければなりません。電子データの場合は、J P E Gデータとし、解像度は、グレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨します。

提出していただいた写真は、公報のサイズに応じ、縮小して掲載されます。

(3) 撮影上の注意

① 写真は、鮮明に撮影してください。

② 写真は、無帽、正面向き、上半身像となるように撮影してください。

③ 被写体のバックは無地とし、色は灰色としてください。なお、カラー写真は用いないでください。

④ 撮影年月日の制限

提出する写真は、選挙期日前6箇月以内に撮影したものに限りです。

⑤ 記載事項

紙の写真の裏面には、候補者の氏名、生年月日及び撮影年月日を、電子データの場合は、原稿用紙の掲載文下欄に、撮影年月日を記載しなければなりません。

4. 選挙公報掲載文原稿等の事前審査について

- (1) 選挙公報掲載文原稿等の事前審査は、立候補届出の事前審査と同様**9月12日～9月30日**にお願いします。
- (2) 事前審査が終了したものは、立候補届出書類と併せて封筒に入れ、封印をしてお返ししますので、立候補届出の際には封印のまま提出してください。

記載例

選挙公報掲載申請書

告示日



令和 7 年 10 月 12 日

能美市選挙管理委員会委員長 様

候補者 住 所 石川県能美市〇〇町・・・番地

氏 名 〇 〇 〇 〇

連絡先

(電話 〇〇 - 〇〇〇〇)

能美市選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、令和7年10月19日執行の能美市議会議員選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

※紙の場合

1. 掲載文 1部(別紙のとおり)
2. 掲載写真 1葉(別紙のとおり)

※電子データの場合

1. 掲載文データ 1部(別添のとおり)
2. 写真データ 1部(別添のとおり)
3. 確認用印刷物 1部(別紙のとおり)

備考

- 1 この申請は、令和7年10月12日午後5時までに、能美市選挙管理委員会に提出すること。
- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記載例

選挙公報掲載文修正申請書

令和 7 年 10 月 12 日

能美市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

令和7年10月12日付けで申請した選挙公報の掲載文を修正したいので、修正した掲載文を添えて申請します。

記載例

選挙公報掲載文撤回申請書

令和 7 年 10 月 12 日

能美市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

令和7年10月12日付けで申請した選挙公報の掲載申請を、撤回したいので申請します。